（＊１）一つの契約で複数棟ある場合は、１棟以上が６階建て以上であること。（以下すべて同様。）

（＊２）一つの契約で複数棟ある場合は、合計戸数が当該戸数以上であること。（以下すべて同様。）

なお、経常建設共同企業体として申請する者は、いずれかの構成員が上記同種工事の実績を有しているものとし、他の構成員は下記②(ﾛ)に示す工事の実績を有すること。

(ﾊ)　設計業者を申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者。

ａ）当機構関西地区における平成27・28年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の業種区分「建築設計」の認定を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録のある者であること。

ｂ）平成13年度以降（平成13年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完了し引渡しが済んでいる上記（※）の元請としての設計実績を有する者であること。

②　共同で申請の場合は、以下の(ｲ)及び(ﾛ)の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記⑽の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記⑾に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。（設計業者が申込者の一員となる場合は次のイ～ハに掲げる条件を満たすこと。）

(ｲ)　特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①の要件を満たす者であること。((ﾊ)に該当する場合は、①(ﾛ)の条件を満たす者)）

(ﾛ)　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、(ｲ)の条件を満たす者（(ﾊ)に該当する場合は①(ﾛ)の条件を満たす者）又は、平成13年度以降（平成13年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる以下に示す工事の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（＊１）、かつ50戸以上（＊２）の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事

(ﾊ)　設計業者を申込者の一員とする場合には、上記①(ﾊ)の条件を満たすこと。

⑺　次に掲げる主任技術者又は監理技術者を配置できること。

①　単体で申請の場合、以下の(ｲ)～(ﾆ)の条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

(ｲ)　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者であること。

(ﾛ)　平成13年度以降（平成13年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる同種工事の元請としての施工経験を有すること。

同種工事は、上記⑹①(ﾛ)に同じ。

(ﾊ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ﾆ)　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が代表で上記(ｲ)～(ﾆ)の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を１名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

②　共同で申請の場合の代表者は、上記①(ｲ)～(ﾆ)の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

③　共同で申請の場合の代表者以外の構成員は、上記①(ｲ)、(ﾊ)、(ﾆ)及び以下の元請としての施工実績要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

・平成13年度以降（平成13年４月１日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上６階建て以上（＊１）、かつ50戸以上（＊２）の共同住宅（１戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑼　工事請負契約の履行にあたって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（設計作業を申請者以外の者とする場合の設計業者を含む。）

⑿　当機構西日本支社（所管事務所を含む。）発注工事の工事成績について、資料の提出期限日から過去１年以内において60点未満のものがないこと。（過去１年の起点は完成引渡日とする。）

⒀　当機構が関西地区において平成26年４月１日以降に発注した工事種別「建築」（同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「建築」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、競争参加資格の確認基準日において、下記の条件をすべて満たしていること。

①　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⒁　低入札価格調査対象となった者は、以下の条件をすべて満たすこと。

①　上記⑺に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。（共同企業体の場合は、構成員各々が１名以上追加配置できること。）

②　追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

⒂　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒃　エレベーターの供用開始後に保守管理業務を実施する者（以下「保守管理会社」という。）は、次の要件を満たすこと。

①　保守管理会社は、「昇降機保守管理契約書」及び「昇降機保守管理業務仕様書」（以下「保守管理業務仕様書等」という）に基づく保守管理業務が実施可能な体制を工事完成までに有する者であること。

②　保守管理会社は、技術者の派遣及び交換用部品の調達等24時間出動可能な体制と、故障時等の緊急時には原則として通報を受けてから30分以内（ただし、広域災害の場合は除く）に初期の現地対応が可能な体制を工事完成までに有すること。なお、初期の現地対応とは、かご内の閉じ込めなど利用者の救出を目的とした対応をいう。